不利益処分の処分基準　個票

No. 16

所管課かい名　環境共生課

不利益処分の内容		太陽光発電施設の設置許可等の取消し
根拠法令等及び条項		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和８年静岡市条例第59号）第11条
行政庁		静岡市長
法令の定め		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第８条第２項、第９条第３項において準用する第８条第２項、第11条及び第29条
処分基準	基準（未設定の場合はその理由）	別紙のとおり
	設定年月日	令和８年11月１日設定（令和８年11月１日最終設定）
処分基準を公にしない場合は、その理由		

（No.16別紙）

1　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第11条第１号に該当する場合は、同条の規定による処分をしないことが相当であると認められる特別の事情がある場合を除き、同条の規定による処分をするものとします。

2　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第11条第２号から第４号までのいずれかに該当する場合は、太陽光発電施設の設置許可又は変更許可を受けた者の性質（個人、団体又は法人の区別、その目的、事業の内容等）、設置又は変更の目的、設置又は変更後の形態、地域住民等への対応の状況、同条例に定められた手続等の履行の状況、同条第３号又は第４号に該当する場合にあっては、その違反の態様に加え、その違反に至るまでの経緯等の事情を総合的に考慮して、同条の規定による処分をするかどうかを判断します。ただし、口頭による指導その他の方法によりその状態を是正することができると認められる場合は、同条の規定による処分をしないものとします。

3　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第11条第２号の「正当な理由」とは、１年以上、太陽光発電施設の設置又は変更に係る工事に着手できない特別の事情がある場合をいいます。

4　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第11条第４号が引用する第29条の規定による命令に違反しているかどうか（具体的には、同条第１項の「事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき」に講ずるよう命じた、「土砂の流出その他の災害の発生を防止するために必要な措置」又は同条第２項の「前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったとき」に講ずるよう命じた、「勧告に係る措置」を講じているかどうか）については、その措置に係る工事等が着手されているか、着手されている場合には措置が完了する見込みがどの程度か、市長がその措置を命じた目的や趣旨に照らして必要かつ十分な内容となっているか等の事情を総合的に考慮して判断します。

5　その他、法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準が明らかでないものについては、別添の「手引書」に記載されているところによるものとします。

不利益処分の処分基準　個票

No. 19

所管課かい名　環境共生課

不利益処分の内容		事業者に対する措置命令
根拠法令等及び条項		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和８年静岡市条例第59号）第29条
行政庁		静岡市長
法令の定め	静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第28条及び第29条	
処分基準	基準（未設定の場合はその理由）	別紙のとおり
	設定年月日	令和８年11月１日設定（令和８年11月１日最終設定）
処分基準を公にしない場合は、その理由		

（No.19別紙）

1　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第29条第１項又は第２項に該当する場合に、同条各項に定める措置を講ずべきこと又は講ずることを命ずるかどうかは、その措置が講じられない場合に想定される影響の程度、同条各項の規定による処分の宛名人となるべき者の性質（個人、団体又は法人の区別、その目的、事業の内容等）又は態度等の事情を総合的に考慮して判断します。

2　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第29条第１項の「事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要がある」場合とは、事業区域において土砂の流出その他の災害の発生が想定され、これにより施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じる可能性があり、かつ、緊急で対応する必要があると客観的に認められる場合をいいます。

3　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第29条第２項の「正当な理由」とは、勧告に係る措置を講ずることができない特別の事情がある場合をいいます。

4　その他、法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準が明らかでないものについては、別添の「手引書」に記載されているところによるものとします。

不利益処分の処分基準　個票

No. 21

所管課かい名　環境共生課

不利益処分の内容		既存施設の変更許可の取消し
根拠法令等及び条項		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和８年静岡市条例第59号）附則第６項において準用する第11条
行政庁		静岡市長
法令の定め		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第６項において準用する第８条第２項、第９条第３項において準用する第８条第２項、第11条及び第29条
処分基準	基準（未設定の場合はその理由）	別紙のとおり
	設定年月日	令和８年11月１日設定（令和８年11月１日最終設定）
処分基準を公にしない場合は、その理由		

（No.21別紙）

1　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第６項において準用する第11条第１号に該当する場合は、同条の規定による処分をしないことが相当であると認められる特別の事情がある場合を除き、同条の規定による処分をするものとします。

2　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第６項において準用する第11条第２号から第４号までのいずれかに該当する場合は、既存施設の変更許可を受けた者の性質（個人、団体又は法人の区別、その目的、事業の内容等）、変更の目的、変更後の形態、地域住民等への対応の状況、同条例に定められた手続等の履行の状況、同条第３号又は第４号に該当する場合にあっては、その違反の態様に加え、その違反に至るまでの経緯等の事情を総合的に考慮して、同条の規定による処分をするかどうかを判断します。ただし、口頭による指導その他の方法によりその状態を是正することができると認められる場合は、同条の規定による処分をしないものとします。

3　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第６項において読み替えて準用する第11条第２号の「正当な理由」とは、１年以上、太陽光発電施設の変更に係る工事に着手できない特別の事情がある場合をいいます。

4　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第６項において準用する第11条第４号が引用する第29条（附則第６項において準用される場合）の規定による命令に違反しているかどうか（具体的には、同条第１項の「事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるとき」に講ずるよう命じた、「土砂の流出その他の災害の発生を防止するために必要な措置」又は同条第２項の「前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったとき」に講ずるよう命じた、「勧告に係る措置」を講じているかどうか）については、その措置に係る工事等が着手されているか、着手されている場合には措置が完了する見込みがどの程度か、市長がその措置を命じた目的や趣旨に照らして必要かつ十分な内容となっているか等の事情を総合的に考慮して判断します。

5　その他、法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準が明らかでないものについては、別添の「手引書」に記載されているところによるものとします。

不利益処分の処分基準　個票

No.22

所管課かい名　環境共生課

不利益処分の内容		既存事業者に対する措置命令
根拠法令等及び条項		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和８年静岡市条例第59号）附則第６項において準用する第29条
行政庁		静岡市長
法令の定め		静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第６項において準用する第28条第１項及び第29条並びに第28条第２項
処分基準	基準（未設定の場合はその理由）	別紙のとおり
	設定年月日	令和８年11月１日設定（令和８年11月１日最終設定）
処分基準を公にしない場合は、その理由		

（No.22別紙）

1　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第６項が準用する第29条第１項又は第２項に該当する場合に、同条各項に定める措置を講ずべきこと又は講ずることを命ずるかどうかは、その措置が講じられない場合に想定される影響の程度、同条各項の規定による処分の宛名人となるべき者の性質（個人、団体又は法人の区別、その目的、事業の内容等）又は態度等の事情を総合的に考慮して判断します。

2　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例附則第６項が準用する第29条第１項の「事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要がある」場合とは、事業区域において土砂の流出その他の災害の発生が想定され、これにより施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じる可能性があり、かつ、緊急で対応する必要があると客観的に認められる場合をいいます。

3　静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する附則第６項が準用する条例第29条第２項の「正当な理由」とは、勧告に係る措置を講ずることができない特別の事情がある場合をいいます。

4　その他、法令の文言の解釈又は裁量的な判断の基準が明らかでないものについては、別添の「手引書」に記載されているところによるものとします。